

居宅介護支援重要事項説明書

<令和 7年 4月 1日 現在 >

1. 当社が提供するサービスについての相談窓口

電話 03-5628-1167(月～金曜日 午前9時～午後6時00分まで)

担当 **介護支援専門員【** 管理責任者 長瀬 敦子

* ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2. トータルケアサポート・わかばの概要

(1) 居宅介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	わかば・介護ステーション
所在地	東京都江東区大島4-1-2-109号
介護保険指定番号	・居宅介護支援 (東京都 1370803023号)
その他のサービス	・訪問介護 (東京都 1370802834号) ・身体障害者居宅介護 (東京都 13000102705112号) ・知的障害者居宅介護 (東京都 13000102705113号)
サービスを提供する実施地域	江東区 墨田区 江戸川区

(2) 同事業所の職員体制

従業員の職種	区分	人数	業務内容
管理者	常勤	1名	事業所の運営及び業務全般の管理
介護支援専門員	常勤	2名以上	居宅介護支援サービス等に関わる業務
事務員	非常勤	1名	書類整備及び給付管理の業務

(3) 営業時間

月～金	午前9時～午後6時00分
緊急連絡先	担当介護支援専門員緊急連絡先にて受付

(4) 休業日

土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始(12月30日～1月3日)

3. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの標準的な流れ

① 居宅サービス計画作成等サービス利用申し込み

↓

② 居宅サービス計画等に関する契約締結(居宅サービス計画作成依頼届出書の提出)

↓

③ ケアマネージャーがお宅を訪問し、利用者の解決すべき課題を把握します。

↓

④ 提供するサービスに関して、居宅サービス計画書の原案をします。

↓

⑤ サービス利用開始

↓

⑥ 毎月の給付管理票の作成を行い、国保連合会に提出します。

↓

⑦ 利用者の状況について、定期的な再評価を行います。また、提供されるサービスの実施状況の把握を行い、計画の変更を希望される場合、必要に応じて計画の変更を行います。

4. 利用者様自身によるサービスの選択と同意

(1) 利用者自身がサービスを選択することを基本に支援し、サービスの内容、利用料等の情報を適切に利用者または家族に対して提供するものとします。

① 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、予め利用者に対して、複数の指定居宅サービス事業所を紹介するように求めるようにできること、利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由を求めることができます。

② 特定の事業者に不当に偏した情報を提供する事や、利用者様の選択を求めることなく同一の事業

主体のみによる居宅サービス計画原案を提示することはいたしません。

③居宅サービス計画等の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、指定居宅サービス等の担当者からなる、サービス担当者会議の招集ややむを得ない場合には照会等により、当該居宅サービス計画等の原案の内容について、専門的な見地からの意見を求め、利用者及び当該サービスとの合意を図ります。

②末期のがんと診断された場合であって、日寿生活上の障害が1か月以内に出現すると主治の医師等が判断した場合、利用者又はその家族の同意を得た上で、主治の医師等の助言を得ながら、通常よりも頻回に居宅訪問(モニタリング)をさせて頂き、利用者の状態やサービス変更の必要性の把握、利用者の心身の状態を記録し、その時々状態に即したサービス内容の調整等を行います。

5. 利用料(ケアプラン作成料)

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。ただし、保険料の滞納により法定代理受領が出来なくなった場合、保険料の滞納等により、保険給付金保険給付金が直接事業者を支払われない場合、一か月につき要介護度に応じて上記の金額を頂き、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。

このサービス提供証明書を後日保険者の窓口に提出しますと、全額払い戻しを受けられます。

(2) 交通費

前記2の(1)のサービス提供地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお訪ねするための交通費の実費が必要です。

(3) 解約料

ご利用者様はいつでも解約することができ、一切料金はかかりません。

6. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当社の介護支援専門員が利用者様のご自宅にお伺いします。契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

① お客様のご都合でサービスを終了する場合、文書でお申し出下されればいつでも解約できます。

② 当社の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介します。

③ 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・お客様が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、要支援1・2非該当(自立)認定された場合
- ・お客様がお亡くなりになった場合

④ その他

お客様やご家族などが当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

7. 居宅介護支援サービスの実施概要

(1) 運営の方針

事業所の介護支援専門員は、「自己決定の尊重、自立支援」を柱に据え、利用者様の立場に立ってご相談に応じ、最新の且つ最も信頼できる介護サービス情報を提供し、利用者様とともに介護計画の作成にあたり、またその後の経過把握、サービス利用状況等の管理を行います。

(2) 居宅介護支援の実施概要等

課題分析に用いる手法は、【リ・アセスメント支援シート】等を使用し、身体機能面だけでなく、精神心理面、社会環境面を加えた三つの側面から状況を総合的に捉えます。また、当方式を基礎とした適切な居宅サービス計画(ケアプラン)を作成いたします。

(3) サービス利用のために

事 項	有無	備 考
介護支援専門員の変更	○	対応可能。
調査(課題把握)の方法	-	リ・アセスメント支援シート
介護支援専門員への研修の実施	○	定期的に外部研修に参加するとともに、内部研修もおこなっております
契約後、居宅サービス計画の作成段階途中でお客さまのご都合により解約した場合の解約料	×	前記4の(3)参照

8. サービス内容に関する苦情

(1) 相談・苦情窓口

当社の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

担当 長瀬 敦子

電話 03-5628-1167

(2) その他の窓口

当社以外に、区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

江東区	介護保険課	03-3647-9099
墨田区	介護保険課	03-5608-6938
江戸川区	介護保険課	03-5662-0309
国民健康保険団体連合会		03-6238-0177

9. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は利用者、及び保険者に連絡し必要な処置を講ずると共に、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、また、賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかに行います。

10. 秘密保持

(1) 事業者の職員及び介護支援専門員は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びそのに関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、本契約が終了した後も同様です。

(2) 事業者は、利用者及び家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者及び当該家族の個人情報を用いません。

11. 第三者評価の実施について

実施していない。

当事業者は、居宅支援サービスの提供に当たり利用者に上記のとおり重要事項を説明しました。この証として本書2通を作成し、利用者、事業者が記名押印のうえ、各自一通を保有するものとします。

令和 年 月 日

事業者

<住 所>東京都江東区大島4-1-2-109号

<事業所名>わかば・介護ステーション

<代表者名>代表取締役 岩川 眞司

【別紙-1】

1. 居宅介護支援(1)※小数点以下切り捨て

	要介護 1.2.3.	要介護 4.5
取扱件数 45件未満	12,380円	16,085円
取扱件数 45件以上60件未満	6,201円	8,025円
取扱件数 60件以上	3,716円	4,810円

居宅介護支援(Ⅱ)

	要介護 1.2.3.	要介護 4.5
取扱件数 45件未満	12,380円	16,085円
取扱件数 45件以上60件未満	6,007円	7,786円
取扱件数 60件以上	3,602円	4,674円

居宅介護支援費(Ⅱ)の算定要件

支援居宅介護事業所が、ケアプランデータシステムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合

④ 加算を算定した場合 (必要に応じ算定 上記同様、利用者様の自己負担はありません)

初回加算 一か月につき 3,420円

入院時情報連携加算

I 一か月につき 2,850円

II 一か月につき 2,280円

通院時情報連携加算 一か月につき 570円

退院・退所加算

Iイ 入院または入所期間中1回を限度に 5,130円

Iロ 入院または入所期間中1回を限度に 6,840円

IIイ 入院または入所期間中1回を限度に 6,840円

IIロ 入院または入所期間中1回を限度に 8,550円

III 入院または入所期間中1回を限度に 10,260円

緊急時等居宅カンファレンス加算 一か月につき 2,280円

ターミナルケアマネジメント加算 一か月につき 4,560円

(死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上在宅の訪問等を行った場合)

当該算定の対象となる疾患と末期の悪性腫瘍に限定しないこととし、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがないと診断した者を対象とする。

【別紙一2】

①全6ヵ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合。

訪問介護	22.00%
通所介護	28.00%
地域密着型通所介護	43.00%
福祉用具貸与	7.00%

②全6ヵ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されてものの割合

訪問介護	わかば・介護ステーション 44.44%	スターツケアサービス株式会社 12.34%	すこやか福祉会 12.65%
通所介護	大島高齢者在宅サービスセン ター 16.38%	ベストリハ(株) 12.46%	癒しのデイサービス江東 11.24%
地域密着型通所介護	すこやか福祉会 18.00%	あずま家デイサービス 12.00%	リハdeスマイル 12.00%
福祉用具貸与	株式会社フロンティア 39.51%	パナソニックエイジフリーショップ 小岩 17.09%	株式会社 ヤマシタ 13.22%

判定期間

前期（令和6年3月1日～令和6年8月末日）

後期（令和6年9月1日～令和7年2月末日）